

宗像市下水の排除の制限に係る水質基準(宗像市下水排除水質基準)

特定施設を設置する工場又は事業所(特定事業場)から下水を排除して公共下水道を使用する者は、下水道法第12条の2に基づき、政令で定める場合を除き、その水質は下水道法施行令第9条の4及び条例で定める基準に適合しなければならない。

また、下水道法施行令第9条の4及び条例で定める基準に適合しない水質の下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けて必要な措置をしなければならない。

対象物質または項目		特定事業場	非特定事業場、他 (除害施設を設置)	号 等
条例で定める基準	温度	45℃未満	45℃未満	
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	380 未満	380 未満	
	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	5を超え9未満	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600 未満	600 未満	
	浮遊物質(SS)	600 未満	600 未満	
	ノルマルヘキサン (n-Hex) 抽出物質含有量 (鉱物油)	5 以下	5 以下	
	〃 (動物油)	30 以下	30 以下	
	窒素含有量	240 未満	240 未満	
	りん含有量	32 未満	32 未満	
	よう素消費量	220 以下	220 以下	
政 令 の 基 準 (下水道施行令 第9条の4)	カドミウム及びその化合物	0.03 以下	0.03 以下	1
	シアン化合物	1 以下	1 以下	2
	有機燐化合物	1 以下	1 以下	3
	鉛及び化合物	0.1 以下	0.1 以下	4
	六価クロム化合物	0.2 以下	0.2 以下	5
	砒素及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	6
	総水銀	0.005 以下	0.005 以下	7
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	8
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下	0.003 以下	9
	トリクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	10
	テトラクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	11
	ジクロロメタン	0.2 以下	0.2 以下	12
	四塩化炭素	0.02 以下	0.02 以下	13
	1・2-ジクロロエタン	0.04 以下	0.04 以下	14
	1・1-ジクロロエチレン	1 以下	1 以下	15
	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4 以下	0.4 以下	16
	1・1・1-トリクロロエタン	3 以下	3 以下	17
	1・1・2-トリクロロエタン	0.06 以下	0.06 以下	18
	1・3-ジクロロプロペン	0.02 以下	0.02 以下	19
	チラウム	0.06 以下	0.06 以下	20
	シマジン	0.03 以下	0.03 以下	21
	チオベンカルブ	0.2 以下	0.2 以下	22
	ベンゼン	0.1 以下	0.1 以下	23
	セレン及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	24
	ほう素及びその化合物	10 以下	10 以下	25
	ふっ素及びその化合物	8 以下	8 以下	26
	1,4-ジオキサン	0.5 以下	0.5 以下	27
	フェノール類	5 以下	5 以下	28
	銅及びその化合物	3 以下	3 以下	29
	亜鉛及びその化合物	2 以下	2 以下	30
	鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下	10 以下	31
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下	10 以下	32
	クロム及びその化合物	2 以下	2 以下	33
	ダイオキシン類	10pg/l以下	10pg/l以下	34

※

注1 単位は、水素イオン濃度及びダイオキシン類以外はすべてmg/Lで示す。

注2 ■ 枠内は、直罰対象の排除基準を示す
(直罰:違法行為があった場合に、行政指導や行政命令を出して自主的な改善を促すといった過程を経ることなく、即時に罰則を適用すること)

注3 ■ 枠内以外は、基準を超えた場合は監督処分対象となり、命令に違反した場合罰則が適用されます。

注4 水質基準は上の表のとおりですが、一部例外もあります。

注5 ※は令和6年4月から変更された項目